

# 仮想通貨に係る2019年法改正について

(2019年5月7日時点)

国会提出の「資金決済に関する法律」、「金融商品取引法」それぞれの一部改正により、仮想通貨に関する法規制は以下の様に変更される予定です。

## 呼称

・仮想通貨 → 暗号資産

(資金決済に関する法律第2条)

## 交換業に関する制度整備

・暗号資産の管理だけ行うものも、暗号資産交換業に追加規定

(資金決済に関する法律第2条)

カストディ業者に対して、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用

本人確認義務、分別管理義務など

・暗号資産交換業の登録拒否要件

認定協会に未加入で、協会規則に準じる内容の社内規則を、作成していないもの

・事前の届出

取り扱う暗号資産の名称、業務の内容、方法を変更する場合

暗号資産事前届け出制

・広告及び勧誘に際して、虚偽表示の禁止、暗号通貨交換業の広告に関する規程の整備

広告・勧誘規制整備

虚偽表示・誇大広告の禁止  
投資を助長するような広告、勧誘の禁止 など

# 仮想通貨に係る2019年法改正について

(2019年5月7日時点)

## 暗号資産の流出リスクへの対応

顧客の暗号資産を信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを義務付け

ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産は、別途、見合いの弁済原資(同種、同量の暗号資産)の保持を義務付け

以上、各項目は(資金決済に関する法律第63条関連)

## 暗号資産の取引等に関する制度整備

・金融資産の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とする。

(金融商品取引法第2条第24項)

・上記の業務に関して、説明義務等の規定を整備すること。

(金融商品取引法第43条の6)

## 暗号資産の証拠金取引は、FX取引と同様に、金商法上の祖則(販売・勧誘規制等)を整備

・ICOなどで発行されると所謂トークンは、「電子記録移転権利」で、金融取引法上の第1項有価証券で、この売買を行うものは第1種金融取引業。また、金商法上の開示制度の対象となる。

(金融商品取引法第2条第3項、第8項、第3条、第28条)

・収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用すること

(金融商品取引法第2条の2)

## 暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化

## 発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備

# 仮想通貨に係る2019年法改正について

(2019年5月7日時点)

・暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う場合における金融商品取引業の登録、業務の内容及び方法の変更に係る事前の届出等に関する規定を整備すること

(金融商品取引法第29条の2、他)

・暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する不公正な行為を禁止すること。

(金融商品取引法第185条の22～24)

不公正な取引を禁止

以上.